

「第3期子ども・子育て支援事業計画」と 「第1期こども計画（仮称）」について

I.これまでの「子ども・子育て支援制度」は?

開始時期	・「子ども・子育て支援新制度」として <u>平成27年に開始</u>
目的	・地域における子育て環境の整備や支援の充実を図ることで、子を持つことや子育てへの不安感を軽減すること
法的根拠	・「 <u>子ども・子育て関連3法</u> 」(国会で平成24年に可決)に基づいて、政府が中心となり実施
計画との関係	・「子ども・子育て支援事業計画」は、 <u>子ども・子育て新制度</u> を各自治体で実施するための計画 ・新制度と同じく、 <u>平成27年4月に、第1期計画がスタート</u>

【※子ども・子育て関連3法】

①子ども・子育て支援法

⇒幼稚園と保育所(保育園)で、それぞれ別になっている公費負担の仕組みが「施設型給付」として一本化するとともに、小規模保育などを対象とした「地域型保育給付」を創設することで、地域の子ども・子育て支援の充実を図るもの。

②認定こども園法の一部を改正する法律

⇒幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所(保育園)で、それぞれ別になっている認可・指導監督が一本化するもの。

③認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

⇒①②の施行に伴い、児童福祉法などの関係法律が改正するもの。

2 制度改正の流れ

平成23年

●子ども・子育て関連3法成立

平成27年

●子ども・子育て新制度開始。第1期子ども・子育て支援事業計画スタート

令和元年

●幼児教育・保育の無償化（幼保無償化）を実施
●子ども・子育て支援法が改正
●基本指針※1が改正・第2期子ども・子育て支援事業計画策定

令和3年

●「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定
⇒「こどもまんなか社会※2」をの実現を目指すことが趣旨

令和5年

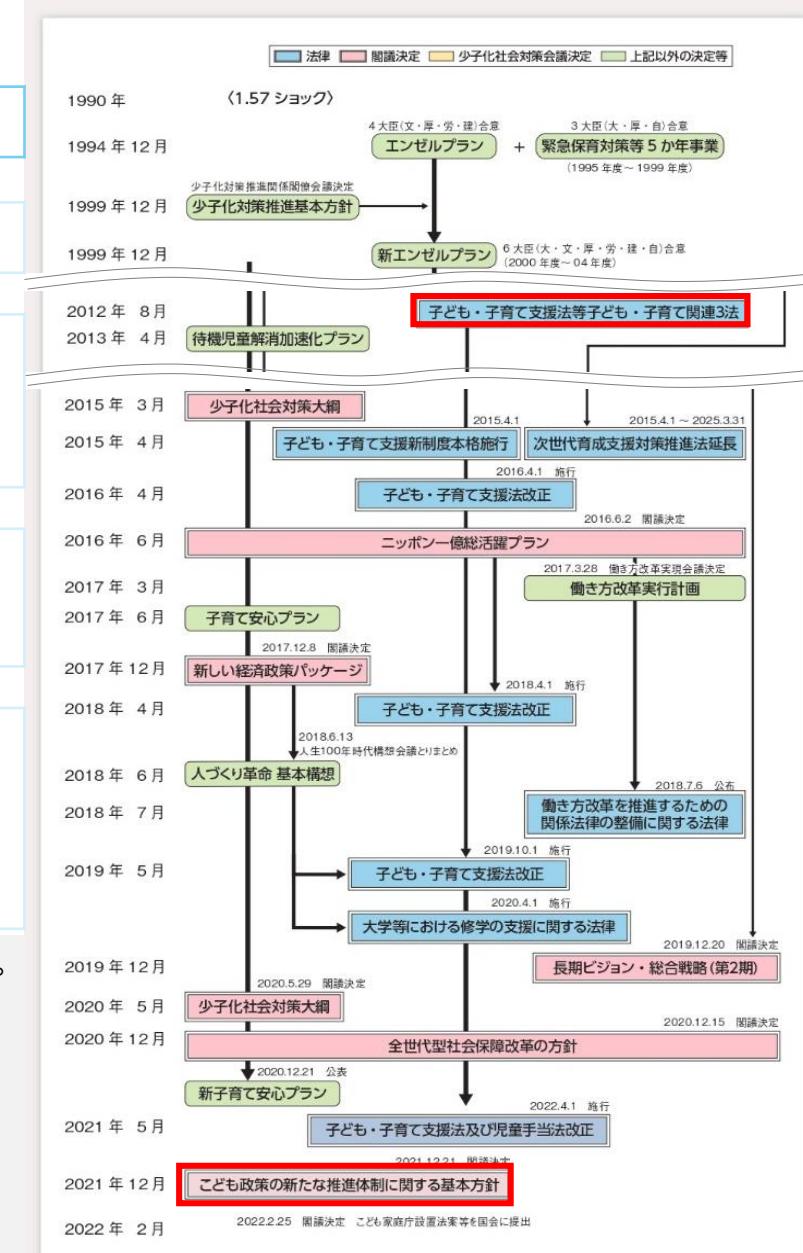
●こども基本法施行、こども家庭庁創設
⇒「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども家庭庁が施策推進の司令塔の役割を担う。子ども・子育て支援事業計画を含む、こども施策※3は、こども家庭庁に移管された。

※1:子ども・子育て支援に関する施策を進めるための基本的な考え方を示したもので、自治体はこの指針をもとに計画を策定。

※2:常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする、というもの。

※3:新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われる子どもの健やかな成長に対する支援、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援、家庭における養育環境その他の子どもの養育環境の整備、及びこれらと一体的に進める必要のある施策（地域子ども・子育て支援事業などを含む）のこと（こども基本法第2条）。

制度改正の流れ（長期）



資料：内閣府少子化対策白書より

3. 「子ども・子育て支援事業計画」とは

計画の目的	<ul style="list-style-type: none">●質の高い幼児期の教育・保育※1の総合的な提供、地域子ども・子育て支援事業の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ること。 ⇒「子ども・子育て支援制度」を推進していくため、質の高い教育・保育の<u>提供体制をどのように整え、どのように子育て支援を進めていくか</u>を決めるための計画。
計画の内容	<ul style="list-style-type: none">●国の基本指針に即して、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、以下3点を定める。<ol style="list-style-type: none">1.どの程度のニーズがあるのか2.そのニーズをどの程度満たすのか(=確保の内容)3.ニーズを満たすための施策をいつ実施するのか ⇒簡単にいうと…地域で子育て支援の「量の見込み(=ニーズ)」がどれだけあって、 「確保方策(=ニーズをいつ・何をすることで満たすのか)」を定めるもの。
根拠法令	<ul style="list-style-type: none">●子ども・子育て支援法第61条第1項 <p>【子ども・子育て支援法】 第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。</p>
計画期間	5年間

法定計画であり、
5年に一度全国一斉に見直し。

※1:ここでいう「教育・保育」とは、
教育…幼稚園など、小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育
保育…保育所など、児童福祉法(第6条の3第7項)に位置づけられる乳幼児を対象とした保育

4. 「市町村こども計画」とは?

計画の目的	<ul style="list-style-type: none">●心身の状況や環境に関わらず、将来にわたって幸福な生活を送れる社会を実現できるように、また、こどもが一人の個人として尊重され権利が擁護されるように、こども分野に関する様々な施策・事業に統一的に横串を刺す。 ⇒<u>こども分野の「総合計画」</u>に該当。縦割りの弊害をなくし、全庁的にこども施策を推進する基礎。
計画の内容	<ul style="list-style-type: none">●市町村が実施する「こども施策」に関するこども。(大まかには、以下の4点) ①出生からおとなまでの成長に対する支援 ②就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援 ③家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備 ④①～③と一体的に進める必要のある施策
根拠法令	<ul style="list-style-type: none">●こども基本法第10条第2項 (都道府県こども計画等) 第十条 (中略) 2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
計画期間	おおむね5年間(法律に規定はない)

5. 「市町村こども計画」と「第3期子ども・子育て支援事業計画」の関係は？

2計画は、一体的に作成することが可能であり、一体的に作成することで、住民にとって分かりやすく、また事務負担を軽減できるとされている（令和5年4月1日付こども家庭庁通知）。

【ポイント1】こども施策には、第3期子ども・子育て支援事業計画に関する施策も含まれるとされる。

【こども施策】

- ① 出生からおとなまでの成長に対する支援
- ② 就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- ③ 家庭における養育環境その他の子どもの養育環境の整備
- ④ ①～③と一体的に進める必要のある施策

この中に、「第3期こども・子育て」の施策も含まれる（こども家庭庁通知）

【ポイント2】こども計画は、以下の計画と一体策定できる。

- ① 子ども・若者計画
- ② 子どもの貧困対策計画
- ③ 次世代育成支援市町村行動計画
- ④ 子ども・子育て支援事業計画
- ⑤ その他、こども施策に関する事項を定める計画（放課後児童クラブ整備計画や母子保健計画など）

6. 隣接分野の計画との関係

「子ども・子育て支援事業計画」と「こども計画」のほか、「次世代育成支援行動計画」、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策計画」があり、これらの内容も盛り込んでいくことが望されます。

名称	概要	義務の種類
次世代育成支援行動計画	「次世代育成支援対策推進法」に基づき、自治体としての基本理念・基本指針を示したうえでの行動計画であり、地域住民や企業などと一緒にって今後取り組むべき子育て支援施策の方向性や目標を定める計画。「子ども・子育て支援事業計画」が策定義務化されたことに伴い、任意策定となった。	なし
子ども・若者計画	「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、青少年を取り巻く環境と課題を把握し、今日の状況に対応した青少年の健全育成を進めていくために、目標・方向性と施策を体系的に見える化、一覧化した計画。おおむね30代までの青年層までを対象としている。	努力義務
子どもの貧困対策計画	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、基本方針から貧困目標、指標改善に向けた重点施策などを定めた計画。	努力義務

7.「こども大綱」

令和5年12月22日に、「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども大綱」は、こども基本法に基づき、従来の国の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ねた、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱です。

こども大綱の6つの基本方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

8.「こども未来戦略」

令和5年12月22日に「こども大綱」と同時に閣議決定された「こども未来戦略」は、「こども大綱」に基づき、「若者・子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」の3つを柱に重点的に国が進めていく戦略です。「こども誰でも通園制度」などの施策もここで掲げられました。

今後3年間の集中的な取組を特に「加速化プラン」と位置づけています。

The infographic illustrates the six pillars of the Child Future Strategy (こども未来戦略) through six numbered panels (1 to 6) with corresponding icons and text.

- 1 こんなあなたに**
里帰り出産から戻った後は不安しかない
伴走型相談支援
妊娠さんやお母さんの相談に乘ります。
妊娠届・出生届の際のアンケートをもとに妊娠さんに行行政からのアプローチも
いつでも相談に乘ります
安心!!
- 2 こんなあなたに**
産後、心も身体もぐったり気味
産後ケア
ママの心も身体もちゃんとケア
産後のこころと身体がしっかり回復できるように
体を休めるための宿泊施設や、育児相談も
ゆっくり休めて体力も戻ってきた
相はてきてこころもスッキリ
- 3 こんなあなたに**
今の収入で子育てはちょっと無理かな
子育て世帯の家計を応援
あらゆる角度から応援!
児童手当、住宅支援の強化、雇用保険の適用拡大、
保険料免除措置など
あらゆる角度から、子育て家計を応援します。
公営住宅に優先的に入れる
フリーランスでも育休中の手取り安心
仕事の合間も授乳!
この子たちが大学に入った時ちゃんと学費払えるかな
- 4 こんなあなたに**
うのの会社、育休制度使ってる人、夫の帰りはいつも遅い
ワーキング育児もう限界
パパ活を当たり前に!
「共育て」応援します
育休や時短勤務などをとりやすく、手取りを減らさない。
看護休暇をもっととりやすく。
学級閉鎖や学校行事でも使える!
中小企業でも育休が取れる!
育休とっても生活安心
パパも草履式で育てられるの?
おもちゃと遊ぶ
- 5 こんなあなたに**
授乳食ってどうすればいいの?
毎日が子育てだけちょっと思が詰まる
ともだちとあそびたい
こども誰でも通園制度
保育士さんに育児の相談をしたり、
こどもを預けて自分の時間も大切に。
相はてきて安心
こども預けたらちょっと部分特典
おもちゃも含めておまかせ
- 6 こんなあなたに**
この子たちが大学に入った時ちゃんと学費払えるかな
大学も安心
授業料等減免
授業料等の減免の対象となる方が増え、
大学進学に挑戦できる方が増えます。
立派になったね
安心して就職できたよ

9.「こどもまんなか実行計画2024」

令和6年5月には、国のアクションプランとして、「こどもまんなか実行計画2024」が策定されました。福津市のことども計画策定においては、国の「こども大綱」、「こども未来戦略」、「こどもまんなか実行計画2024」と整合を図りながら、策定する必要があります。

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通した重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
こども基本法や子どもの権利条約*に関する普及啓発、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知 等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
体験活動の推進、教育を通じた男女共同参画の推進 等
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
プレコンセプションケアの推進、母子保健情報のデジタル化 等
- (4) 子どもの貧困対策
教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援 等
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組 等
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
こども家庭センターの整備、家庭支援の推進 等
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
子どもの自殺対策緊急強化プランの推進、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、子ども性暴力防止法案の提出 等

2 ライフステージ別の重要事項

- (1) 子どもの誕生前から幼児期まで
出産に関する支援等の更なる強化、産前産後の支援の充実と体制強化、乳幼児健診等の推進、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、幼児教育・保育の質の向上 等
- (2) 学童期・思春期
学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、居場所づくり、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止 等
- (3) 青年期
高等教育の充実、若者への就職支援、「貢上げ」に向けた取組、結婚支援 等

*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとっての分かりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「子どもの権利条約」と記載。

「こどもまんなか実行計画2024」は、ライフステージを通した重要事項、ライフステージ別の重要事項といった区分が設けられるとともに、「こども・若者の社会参画・意見反映」を重視した内容となっています。

3 子育て当事者への支援

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
高等教育費の負担軽減、児童手当の拡充 等
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
男性の育児休業取得支援、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正 等
- (4) ひとり親家庭への支援
親子交流・養育費の確保 等

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

- ・「こども若者★いけんぶらす」の着実な実施
- ・地方公共団体へのガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援
- ・社会参画・意見反映を支える人材の育成
- ・若者が主体となって活動する団体等との連携強化・取組促進 等

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- ・E B P M
- ・人材の確保・育成・支援
- ・地域における包括的な支援体制の構築・強化
- ・手続き・事務負担の軽減
- ・意識改革 等

3 施策の推進体制等

- ・自治体こども計画の策定促進
- ・安定的な財源の確保 等